よる人口・就業状態等集計第二表（常住地又は従業地・通学地（二十七区分）による年齢（五歳階級）、男女別人口、就業者数及び通学者数）の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち自市内他区に常住」の表側「総数（男女別）」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数

附　則

（福島県双葉郡楢葉町等に係るたばこ消費基礎人口の算定の特例）

第八条の四の二　福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第十六条の四の三の規定の適用については、当分の間、同条中「第一号及び第二号により算出した数の合計数」とあるのは「第一号及び第二号により算出した数の合計数に平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た数」と、同条第一号及び第二号中「平成二十七年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月一日現在」と、同条第一号中「平成二十七年国勢調査人口等基本集計第三―二表」とあるのは「平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三―二表」と、同条第二号中「平成二十七年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第二表（常住地又は従業地・通学地（二十七区分）による年齢（五歳階級）、男女別人口、就業者数及び通学者数）」とあるのは「平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）」と読み替えるものとする。

［新設］

よる人口・産業等集計第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち自市内他区に常住」の表側「総数（男女別）」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数

附　則

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条及び第四十九条の七の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月七日　　文部科学大臣　松野　博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則に次のただし書を加える。

ただし、次項及び附則第三項の規定は平成三十年四月一日から施行する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2　平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間、小学校の各学年における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、学校教育法施行規則別表第一の規定にかかわらず、附則別表第一に定める外国語活動の授業時数及び総授業時数を標準とする。ただし、同表に定める外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間の授業時数及び総授業時数から十五を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

3　平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間、中学校連携型小学校、義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校の各学年における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、学校教育法施行規則別表第二の二の規定にかかわらず、附則別表第二に定める外国語活動の授業時数及び総授業時数を標準とする。ただし、同表に定める外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間の授業時数及び総授業時数から十五を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

附則別表第一（附則第二項関係）

区分	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
外国語活動の授業時数	／	／	一五	一五	五〇	五〇
総授業時数	八五〇	九一〇	九六〇	九九五	九九五	九九五

備考　この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。

附則別表第二（附則第三項関係）

区分	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
外国語活動の授業時数	／	／	一五	一五	五〇	五〇
総授業時数	八五〇	九一〇	九六〇	九九五	九九五	九九五

備考

一　この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。

二　各学年においては、外国語活動から、文部科学大臣が別に定めるところにより義務教育学校、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程を編成するために特に必要な教科等の授業時数に充てることができる。